第一章　定義

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　連結子法人等　銀行持株会社の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）であって、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に規定する連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。

二　基準日　次条に規定する連結流動性カバレッジ比率の算出の際に基準とする日をいう。

三　運用上の要件　第十四条に規定する自由処分性、第十五条に規定する管理の適正性及び第十六条に規定する自由移動性をいう。

四　適格レベル１資産　レベル１資産（第八条第一項に規定するレベル１資産をいう。第七号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

五　適格レベル２Ａ資産　レベル２Ａ資産（第九条第一項に規定するレベル２Ａ資産をいう。第七号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

六　適格レベル２Ｂ資産　レベル２Ｂ資産（第十条第一項に規定するレベル２Ｂ資産をいう。次号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

七　流動資産　レベル１資産、レベル２Ａ資産及びレベル２Ｂ資産を総称したものをいう。

八　有価証券　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利並びに譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。第四十号において同じ。）の預金証書をいう。

九　中央銀行等　日本銀行及び外国中央銀行（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十条第一項に規定する外国中央銀行等をいう。第十五号及び第三十二条において同じ。）をいう。

十　レポ形式の取引等　担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの（中央銀行有担保資金取引を除く。）をいう。

十一　中央銀行有担保資金取引　中央銀行等との間で行われる担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの（有価証券に該当しない資産を用いる取引を含む。）をいう。

十二　受入資産　レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引において、銀行持株会社等（銀行持株会社又は連結子法人等をいう。以下同じ。）が取引相手方から受け入れている資産をいう。

十三　差入資産　レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引において、銀行持株会社等が取引相手方に差し入れている資産をいう。

十四　適格流動資産　適格レベル１資産、適格レベル２Ａ資産及び適格レベル２Ｂ資産を総称したものをいう。

十五　銀行券　日本銀行法第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券及び同項の規定に相当する外国の法令の規定により外国中央銀行等が発行する銀行券をいう。

十六　中央政府　日本政府及び外国政府をいう。

十七　中央政府以外の公共部門　次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

イ　我が国の地方公共団体

ロ　地方公共団体金融機構

ハ　我が国の政府関係機関（自己資本比率告示第三十九条第一項に規定する我が国の政府関係機関をいう。）

ニ　土地開発公社

ホ　地方住宅供給公社

ヘ　地方道路公社

ト　外国の中央政府以外の公共部門（自己資本比率告示第一条第三十六号ヘに規定する外国の中央政府以外の公共部門をいう。）

十八　リスク・ウェイト　自己資本比率告示第四章第二節に定める標準的手法（自己資本比率告示第一条第八号に規定する標準的手法をいう。第四十三号イ⑵及び第十二条第四項において同じ。）におけるリスク・ウェイトをいう。

十九　金融機関等　金融機関（自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関をいう。）若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者を除く。）をいう。

二十　子会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十一　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十二　流動性ストレス時　銀行持株会社等固有又は市場全体の要因により、銀行持株会社等の資金の流出及び資金調達能力の低下が顕著な規模で生じている状態が継続する場合をいう。

二十三　デリバティブ取引等　金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引その他これらに類するもの（選択権付債券売買（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百八条第一項第九号に規定する選択権付債券売買をいう。）を含む。）をいう。

二十四　担保掛目　デリバティブ取引等に係る契約における担保又はレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金取引に係る契約における差入資産若しくは受入資産の種類ごとに契約において定められた料率であって、資産の時価又は額面額に乗じることで当該契約における担保価値を算出するためのものをいう。

二十五　適格格付機関　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下「適格格付機関告示」という。）第二条各号に掲げる格付機関をいう。

二十六　長期個別格付　適格格付機関により特定の債務に付与された格付（非依頼格付を除く。）であって、期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超える債務が履行される確実性を示すものをいう。

二十七　短期個別格付　適格格付機関により特定の債務に付与された格付（非依頼格付を除く。）であって、期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超えない債務が履行される確実性を示すものをいう。

二十八　個別格付　長期個別格付及び短期個別格付を総称したものをいう。

二十九　債務者信用力格付　適格格付機関により付与された債務者の一般的な返済能力に関する格付（非依頼格付及び期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超えない債務が履行される確実性を示すものを除く。）をいう。

三十　カバード・ボンド　次に掲げる要件の全てを満たす債券をいう。

イ　法令に基づき、その保有者を保護するために中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門の監督に服していること。

ロ　法令に基づき、その発行代わり金を次に掲げる要件の全てを満たす資産に投資することが求められるものであること。

⑴　当該債券が有効に存在している間、これに付随する請求権を補塡することが可能であること。

⑵　当該債券の発行者に債務不履行が生じた場合には、当該債券の元本及び利息を優先的に返済するために用いることが可能であること。